

令和 7 年度
千葉地方最低賃金審議会
第 4 回専門部会
議事録

令和 7 年 8 月 7 日
9 : 5 0 ~ 1 2 : 0 0
千葉労働局 1 階会議室

令和 7 年度
千葉地方最低賃金審議会 第 4 回専門部会 議事録

1 日時 令和 7 年 8 月 7 日（木） 9：50～12：00

2 場所 千葉労働局 1 階会議室

3 出席者（委員）

公益委員

大竹委員、小野委員

労働者委員

岡田委員、中島委員

使用者委員

坂元委員、高橋委員、古山委員

4 議題

（1） 千葉県最低賃金の金額について

（2） その他

5 議事内容

（部会長代理）

ただいまから、第 4 回千葉県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、部会長が所要により欠席のため、部会長代理を務めます私が進めてまいります。

本専門部会は、運営規程第 6 条ただし書の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当することから、非公開といたします。

なお、本日の議事につきましては、公労使の三者が揃い審議する部分は議事録を作成し公開することとなりますので、ご承知おきください。

それでは、始めに事務局から本日の専門部会の成立について報告をお願いします。

（賃金室長補佐）

本日は、公益委員 1 名、労働者委員 1 名が所要により欠席されとの連絡を受

けております。

従いまして、公益委員 2 名、労働者側委員 2 名、使用者側委員 3 名、計 7 名のご出席をいただいておりますので、本日の専門部会は有効に成立しております。

以上です。

(部会長代理)

それでは、別室で協議するに当たりまして、この場で発言することありましたらお願いします。

(賃金室長)

事務局から連絡があります。

答申の際の付帯事項について、案を作成いたしましたので後ほどお目通しをいただいて、何かご意見などございましたら事務局まで連絡をお願いいたします。

(部会長代理)

ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか

《ありません。旨の声》

(部会長代理)

それでは、別室での協議をお願いします。

本日は、金額のほか発効日についても協議をお願いします。

《労使それぞれ別室にて協議》

《再開》

(部会長代理)

それでは、再開させていただきます。

労使双方のご意見について説明します。

まず、労働者側としましては、前回提示の目安 63 円プラス 3 円の 66 円。

その理由としましては、目安額が 63 円という高い水準にあることは承知していますが、やはり生計費に着目すると物価高、食料品などはすごく上がっているという状況で、この程度は上げなくてはいけない。

使用者側が経営環境を重視し、倒産リスクなどを不安視することは理解しま

すが、最低賃金の引上げが苦しくて倒産というものはあまり見られない。

価格転嫁などが機能する前提で、賃金が上がって、物価が上がってという循環になるべきだと考える。

目安を超えた場合の支援策、支援策の具体的な中身は示されていないが、国も支援策を講じるということ。

また、総合指数に連動したような水準が好ましいと思うので改善を図りたい。などのご意見があり、目安 63 円プラス 3 円の 66 円ということでした。

使用者側につきましては、現状において結論的には前回の 51 円ということで提示されました。

理由としては、そもそも 6 %、63 円という数字というのがよく分からない。

物価だけを見れば食料品などでは 6 % という数字が出てくるが、生計費のみでなく企業の支払能力なども含めて総合的に判断すべき。

足元の経済状況があまり良くないという認識であり、目安での改定幅は理解が難しい。

年収の壁問題などで、最低賃金、賃金を上げることによる働き控え、人手不足に拍車をかける。

賃上げコストが上がり、価格転嫁して物価が上がる悪循環。などのご意見がありました。

確認いたしますが、現状では労働者側 66 円、使用者側 51 円とまだまだ乖離がありますので、引き続き第 5 回専門部会で協議いただきたいと思います。

それでは、これで閉会となりますが、何か発言などありますか。

《ありません。旨の声》

(部会長代理)

それでは、閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。